

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び別表第 2」を「から別表第 3 まで」に改める。

別表第 1 の 2 の項中

「

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項若しくは第 3 項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	日額 250 円
---	----------

」

を

「

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項若しくは第 3 項に定める感染症又は人事委員会がこれら	日額 290 円
--	----------

に相当すると認める感染症（以下この号において「支給対象感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う支給対象感染症の患者若しくは支給対象感染症にかかっている疑いがある者の救護又は支給対象感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に直接従事したとき。	
---	--

」

に改め、同表5の項中「経済観光局」を「文化市民局」に改め、同表7の項中

「

(2) 各保育園に勤務する保育士が保育業務に直接従事したとき。	日額 150 円
(3) 児童相談所又は障がい者福祉相談所に勤務する職員が福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	日額 800 円
(4) こころの健康センターに勤務する職員が福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	日額 650 円

」

を

「

(2) 各保育園に勤務する職員が保育業務に直接従事したとき。	日額 150 円
(3) 児童相談所に勤務する職員が福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	日額 1,000 円
(4) 障がい者福祉相談所に勤務する職員が福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判	日額 800 円

定又は保護に直接従事したとき。	
(5) こころの健康センターに勤務する職員が福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	日額 650 円

」

に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態への対処に関する特殊勤務手当

手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額
新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当	職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又は当該感染症にかかっている疑いがある者がいる又はいた室内、車内、施設その他の人事委員会が定める場所において、当該感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したとき。	日額 3,000 円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市職員特殊勤務手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条及び別表第3の規定は令和2年1月27日から、新条例別表第1の5の項及び7の項の規定並びに附則第4項の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第9条の規定は同年4月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当等の内払)

- 3 新条例別表第3の規定又は次項の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定により新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当又は新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当に相当する報酬が支払われるべき者に対し、この条例による改正前の熊本市職員特殊勤務手当支給条例別表第1の2の項第1号の規定による防疫等作業手当又は次項の規定による改正前の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定による防疫等作業手当に相当する報酬（同号に規定する防疫等作業手当に相当するものに限る。）が支払われたときは、その支払われた防疫等作業手当又は防疫等作業手当に相当する報酬は、新条例別表第3の規定又は同項の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定により支払われるべき新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当又は新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当に相当する報酬の内払とみなす。

(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「又は別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態への対処に係る手当の新設並びに防疫等作業手当及び福祉業務手当の支給対象の拡大等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。